

八戸市公共事業再評価の概要

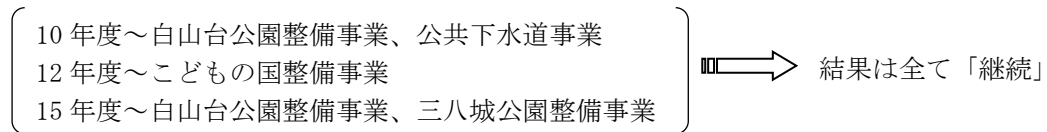
■ 目的

- 市が実施する公共事業（※1）のうち、事業採択後（※2）、一定期間未着工の事業（※3）や、長期間継続中の事業について、必要性や進捗状況を評価。
- 必要に応じて事業の見直しを検討し、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図る。

※1 公共事業	道路、河川、公園、住宅、下水道、学校、漁港等の整備、土地区画整理事業その他の市民生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に係る事業、又は災害復旧に係る事業を除く。）
※2 事業採択	市単独事業については、事業費の予算が成立した日。 国・県補助事業については、補助金交付決定日。
※3 未着工用地	買収手続及び工事のいずれにも着手していないこと。

■ 経緯

- 平成10年度から国庫補助事業（国土交通省、農林水産省等所管）は再評価を義務付け。
- 平成15年度までは青森県が評価を実施。



【参考：青森県再評価結果】

年度	事業 対象事業	再評価結果		
		継続	中止	計画変更
15年度	46	45	1	0
16年度	34	32	1	1

- 平成16年度からは、市独自での実施。
(平成16年度は対象事業なし。平成17年度から実施。)

■ 再評価対象事業及び実施時期（公共事業再評価実施要綱第3条及び第4条関係）

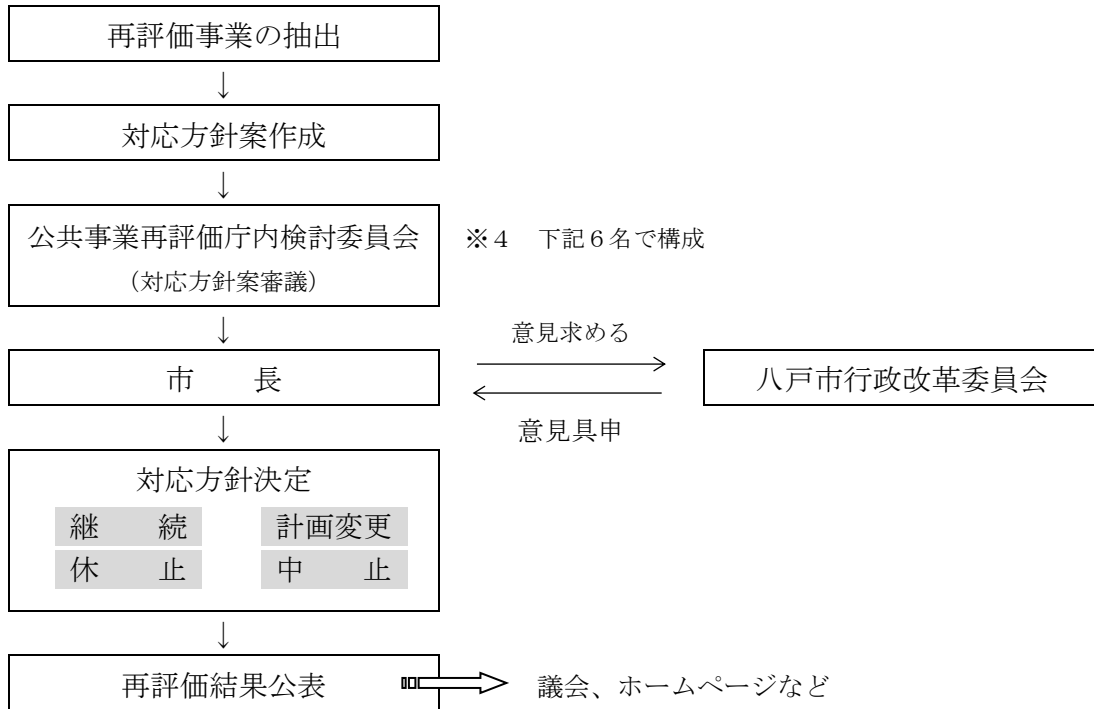
①事業採択後5年経過時点で未着工の事業	⇒	事業採択後5年目の年度内
②事業採択後10年（国交省所管の補助事業5年）経過時点で継続中の事業	⇒	事業採択後10年目（国交省所管の補助事業5年）の年度内
③再評価実施後5年（下水道事業10年）経過時点で継続中又は未着工の事業	⇒	再評価実施後5年目（下水道事業10年目）の年度内
④社会経済情勢の急激な変化等を考慮し、再評価が特に必要と認められる事業	⇒	市長が指定する年度

＜これまでの実施状況＞	令和3年度	・本八戸駅通り地区整備事業（上記②） ・八戸駅西土地区画整理事業（上記③）
	令和2年度	・島守・堤森線道路改良事業（上記②） ・館鼻公園整備事業（上記③） ・こどもの国整備事業（上記③）
	平成30年度 平成29年度	・八戸市公共下水道事業（上記③） ・くらしのみちゾーン形成事業（上記③）

■ 再評価対象事業及び実施時期 (公共事業再評価実施要綱第5条関係)

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業の必要性等
- ③ 事業の投資効果
- ④ 事業のコスト縮減等
- ⑤ 環境影響

■ 業務フロー



※4 公共事業再評価庁内検討委員会 (事務局：総務部行政管理課)

- | | |
|-----|--------------|
| 委員長 | 総務部を所管する副市長 |
| 委員 | 総務部長 (職務代理者) |
| | 総合政策部長 |
| | 財政部長 |
| | 建設部長 |
| | 都市整備部長 |